

第26回 大阪府市エネルギー戦略会議

日時：平成25年3月18日（月）
午前13時30分から15時35分まで
場所：大阪市役所 屋上P1会議室

「第26回 大阪府市エネルギー戦略会議」

○事務局（東理事）

ただいまより第26回大阪府市エネルギー戦略会議を開催させていただきます。

はじめにお手元の配付資料の御確認をいただきたいと思います。最初に、脱原発関連の工程表といたしまして、植田会長、高橋委員からの提出資料がございます。

その次に、資料1といたしまして、大阪府市エネルギー戦略の提言、本編で、これが1ページから243ページまでのものになっております。

それから資料2といたしまして、これは佐藤委員から原発事故の原因、福島復興と除染の問題のタイトルで提出をいただいております。

それから資料3として、提言（案）の構成の変更ということでA4の1枚もの、新旧対照表をお付けしております。

それから、その次に参考資料1といたしまして、原子力規制委員会から出てきました新安全基準骨子案に対する問題点の指摘ということで、佐藤委員からペーパーをお出しいただいております。

参考資料2といたしまして、2、3、4が事務局、府市から出しております府市のエネルギー関連の施策と東京都との対比表、また東京都の施策関係の資料、それから府市のエネルギー施策の資料でございます。

最後に追加資料といたしまして、新安全基準の問題点、これも佐藤委員から1枚もののレジュメを出していただいております。以上でございます。よろしいでしょうか。

それから、本日の御出席状況でございますが、お手元に出席者名簿をお配りいたしておりますので御確認いただきたいと思いますが、植田会長初め5名の委員の方々には御出席いただいております。古賀副会長、大島委員、河合委員におかれては、インターネットを通じての御参加でございます。合わせて8名の御出席となりますので、規約により会議は有効に成立をいただいております。なお、村上委員におかれては、所用により御欠席と伺っております。それでは、これから本日の議事に入りたいと思います。植田会長、よろしくお願いたします。

○植田会長

早速ですけれども議事に入らせていただきます。河合委員、古賀委員、大島委員、聞こえてますでしょうか。

○事務局（田村主査）

ちょっとまだ接続が。

○植田会長

大丈夫かな。

○事務局（田村主査）

はい、ちょっと今日、調子が余りよくないのかな、繋がりが。

○植田会長

東京のお二人は。

○事務局（田村主査）

東京、古賀先生と河合先生、また別々に。

○植田会長

ああ、なるほど。

○事務局（田村主査）

今、三つの場所、大島先生のとこと三つを接続しようと思ってるんですけど。

○植田会長

そうですか、じゃあよろしくお願いします。それでは、早速ですが今日、二つのことを是非と思っております、一つは懸案になっております工程表に関わること、議論をさせていただきたいと思っております。もう一つは、ある意味で緊急性を持っていると思うんですけども、いわゆる新安全基準が出されてきている、7月までに決めるということで、今、規制委員会で検討中ということになっております。先日、茂木大臣の発言によりますと、その安全基準に基づいて順次、具体的な原子力発電所にその基準を適合していく…。

○古賀副会長

もしもし。

○事務局（田村主査）

今、古賀さんとやっと繋がりました。

○植田会長

古賀さん、繋がりましたか。

○古賀副会長

よろしくお願いします。

○植田会長

新安全基準がどのようになるかは、再稼働問題と関わって大変重要な意味を持ちますので、この点につきまして、先に少し議論をさせていただきたいと思っております。佐藤委員から参考資料並びに追加資料も出していただいておりますので、それに基づいて最初に御報告

いただいて、その後、議論をさせていただきます。古賀さん、よろしいでしょうか。

○古賀副会長

はい、お願いします。

○植田会長

それでは、佐藤委員からお願いします。

○佐藤委員

では、参考資料1とそれから追加資料1なんですけれども、趣旨を御説明したいと思えます。まず、新安全基準の骨子案というのが2月の初めに出たわけです。

3週間のパブリックコメントということで出されました。以前から、私、これ非常に不完全なものであるし、限られた時間で完全なものができるはずがないのだと、理想的には骨子を頂点にして、もっと細目まで一体的に整備されないと機能しませんということをお願いしてきたわけです。中身についても時間があればそれに比例しただけ、多分コメントを書くことになるであろうということをお話したんですけれども、そういうことで、私のコメントというのはパブリックコメントの締め切りの2月28日の午後11時50分ぐらいまで時間をかけてまとめたものだったんですけれども、出すというところで2,000字制限というのがあるというのを知って、そのフォーマットになってないというのを知ったわけなんですけれども、とにかく正規のルートではありませんけれども、ちょっとバイパスした形で原子力規制委員会にはこのコメントは見ていただいております。

この中で、いろいろ骨子案の位置づけとか、そのまとめのプロセスも含めて、それから、いろいろ記述的な問題点も思いつくところを書いてるわけなんですけれども、これは全部御説明してというわけにもまいりませんので、今日は追加資料ということで、この1ページあるんですが、これで一つをハイライトとしまして設計基準地震動、これをお話してみようかなと思います。

もっとこれ以外にもたくさん問題があるというのは、参考資料1を見ていただければ良いわけなんですけれども、この設計基準地震動というのは非常に大きな問題だと私は思っています。この議論が始まってから活断層の話が非常に活発に行われていたわけなんですけれども、どうもその影に隠れてしまって、本来もっと勢力的に議論しないといけないこの問題が議論されていないと見受けられます。

この追加資料の下の半分のところを書いておりますけれども、これをもう一度振り返って考えてみたいと思います。設計基準地震動というのは、これは建物が地震でどのぐらいの加速度で揺らされるか、その強度のことをいいます。アメリカの場合には10万年に1回、ヨーロッパでも1万年に1回。1回というのは10万年の間、1万年の間に起こる最大の地震の揺れ、これを設計基準にしなさいと言ってるわけです。アメリカには104基、ヨーロッパには132基の原子炉が運転されています、それに対してそういう基準が適用されると。それに対して日本では、2005年以降4回、5カ所でその超過が起きています。福島事故が起こる5年半ぐらいの間で5カ所で超過が起きてしまっていると。到底、世界

が掲げてる1万年に1回だとか、10万年に1回だとか、それに全く満たない基準になってしまってるというのは明らかですね。それを変えないでストレステストだとかをやったわけです。本来は、まず設計基準地震動を見直すところから始めないといけない、今までなぜ、どこが甘かったのかということを見直して、そのベースラインを変えて、それからストレステストをやるなら意味があるわけですけども、古い、今まで何回も超過したような基準をもってしてそういう議論をしてる。それが全然議論されないというのは、明らかに議論の出発点として欠落しちゃってるわけです。

地震、津波の恐ろしさというのは、福島事故を見て我々はまだ本当であれば相当頭にくびりついていないといけないことだと、まずは地震、津波が10基以上の原子炉に対して同時に影響を及ぼしてると、1基だけでなく、北は東通りの原子力発電所から、南は東海の原子力発電所まで全部が揺れて緊急停止、自動停止すると、そういう複数に同時に及ぶ災害だということです。

それから、巨大地震、津波等の大災害の復旧は、原子炉事故との併発によって非常に複雑化されて、予算とかリソースの充当も分散されるわけですので活動が非常におくれてしまう。あるいはもう完全に不可能になってしまう。不可能になってしまうというのは、例えば発電所の周辺の浪江町の請戸地区だとか、大熊町とか、復旧したくてももう入っていけないわけですから、もう荒れ放題になって、今、私も自分の家のあるところ、入ってこの間、行ったばかりなんですけども、今は戻るのにネズミを寄せつけない何か薬みたいなのを渡されるんです。つまりそういう廃屋にもうどんどんネズミが繁殖していて非常に不安全な関係になってると、復旧どころじゃないわけです。そのように原子炉事故がこういうもの、自然災害と併発することによって復旧困難になる、不可能になる。あるいは岩手県、宮城県でも、がれきが放射能で汚染してるんじゃないかということで処理もできなくなってしまう。そういうふうに原子炉の事故が併発していなければ、もっとどんどん進められる復旧が滞ってしまうと、そういう問題もあるということをお学んだわけです。

それから、原子炉事故においては初期対応が極めて重要です。これは最近、去年の10月に福島状況を見たアメリカが、また原子炉事故の解析をやり直しています。そのレポートを見ますと、本当に手も足も出ないような状況になると、7時間から8時間で炉心損傷どころか、その溶けたものの熱と重みで圧力容器の底が抜けてしまうと、そういう内容になってしまってるんです。

実際に福島地震、津波の直後がどうだったかといえば、復旧というふうにまず現場にすぐに走って行ける状況でもなかったわけです。予震がどんどん来て、何かやり出すと、強い予震が来ましたから安全確認の点呼をしますということで戻されるわけです。そうこうしてるうちに津波が来て、今度はあたり一面水浸しになる、あるいは津波のときの勢いで地面のマンホールが噴き上げられて穴だらけになってしまう、怖くて歩けない。そんなことをやってるうちに、もう7時間、8時間なんていうのはあっという間にたってしまうわけです。

そのように地震、津波の場合には、それはこの一瞬の出来事でなくて、そういった予震だとか、水の影響で初期対応が非常に滞ってしまう。ですから、壊れたらいろんなポンプや発電機を持って対応するんだと言ってるわけですけども、いろんな道路に地割れがで

きてたり、あるいは津波でいろんな漂流物が散乱して、福島の場合にも巨大なタンクが道路の真ん中をふさいだりしてたわけですけども、そういうふうが一番すぐに対応しないといけない重要な時期に手も足も出ないという時間があったという間に経過してしまう、地震、津波の大災害というのはそういう性質のものだということを本当に思い出す必要があるんだと思います。

それから、従来の原子炉立地審査は、被爆による急性障害、大量の被爆をして死亡、あるいは重度の放射線障害、ここだけ注目してるわけですけども、それは今回の事故の場合、セーフだったということなのかもしれませんがですけども、本当に厄介なのは、相当広い範囲に放射能汚染が広がってしまって社会経済的影響が極めて大きい。何もこれはこれが起こるまで全くわかんなかったわけではなくて、実はもう1982年くらいにアメリカの国立研究所が出してたレポート、クラック2というレポートがあるんですけども、それを見ますと最大、当時の為替レートで換算して70兆円ぐらいのコストがかかってしまうというレポートが出てるんです。それは何か反原発の団体が書いたレポートでも何でもありません。アメリカの権威ある国立研究所が出してるレポートなんです。そのレポートに書いてることが、やはりそこまでの規模でないのかもしれませんがですけども、近いような事態が実際に起こってる。

そういうことで、この地震、津波のような大災害、これは起こらせちゃ、これで原子力発電所が壊れるようなこと、これは絶対にあってはいけないと認識しないといけないはずなわけです。であるならば、2005年から5カ所の原子力発電所で超過が見られてるような設計基準地震動の問題、これを何とかしなくちゃいけないと考えるのが非常に当たり前の論理だと思うわけです。それが全然議論されないで、いまだに新安全基準の中でもそれを見直すんだということは一言も書いてありません。かわりに書いてあるのは、残余のリスク、それを可能な限り低くすると、そんな言葉で世界の標準と並んでいるとはとても思えないわけです。世界は先ほども言いましたように、アメリカの場合にはきちんと数字で10万年に1回、ヨーロッパの場合には1万年に1回の間の最大の基準地震動を設計基準にするんだということをうたってるわけですし、それは当然、日本でも世界最高レベルの水準を目指すんだと言うのであれば、当然、我々も期待するわけですし、率先して原子力規制委員会にも事業者にもそういう方向で進めてもらわないといけないんだと思うわけです。それがそのようになっていないというのも、たくさんあるコメントの中で一つ指摘しておりますけれども、これは実際に我々の起こった、経験した、福島の原子力事故を見て特に痛感したことなわけですから強調していきたいポイントだと。

それ以外にも、起こってないさまざまな脅威が考えられるわけです。特にテロなんていうのもあるわけです。どうしても起こっていないから進んで考えようと思わないわけなんですけれども、それが問題なわけですし、原子炉事故の場合には起こってからそれを教訓として考えるのではなくて、起こる前にどれだけ日本が脅威について真剣に考えて、基準に盛り込んでいくかと、これが大事なわけですけども、言葉としてぼつんぼつん入ってはいるわけです、航空機の落下も考えてるだとか、言葉としては入ってるんですけども、とても中身として考慮してるようには見受けられません。

そのように安全基準は非常にまだまだ未熟なところがあると言わざるを得ないと思うん

ですけれども、これ別に原子力規制委員会の活動が不活発だとか、そんな批判を申し上げてるつもりではなくて、これはやはりアメリカが1970年ぐらいから始めてきたことをずっと怠ってきたわけです。日本は40年間の遅れがあります。前の原子力安全委員長だった班目さんが20年遅れと日本の遅れを表明されたということですが、この規制作りに関しては40年遅れなんです。それをアメリカが全体的な体系をまとめるのに基準作りで5年間、それからそれを審査をするための審査指針としてまとめるのにさらに5年間、10年ぐらいかかっているわけです。それを7月ぐらいまでにまとめろというのは、もう最初からミッション・イン・ポッシブルなんです。

そういうプレッシャーの中で原子力規制委員会が作業させられてるということに対しては、むしろ非常に私としては同情しておりますし、これまでいろんな事故の後、我々が悪うございましたと言った方々はたくさんいたわけなんですけれども、そういう方々こそ、本来は新基準の骨子案作り等にももっと協力をして、いろんなアイデアを出して参加すべきだったと思うわけですが、果たしてどうなのかなと、これから一応、パブリックコメントは2月28日で締め切られたことになってるわけですが、どういうコメントが出されて、それがどういうふう処理されて最終化に向かっていくのか、これはしっかりと見届ける必要があるんじゃないかと。

○植田会長

ありがとうございました。大変重要な指摘をいただいたと思いますけれども、委員の皆さんで御質問や御意見とかあればお願いします。

○長尾委員

たまたま非常に2005年以降4回という、実はどういう形で設計基準の地震が決められたかということ、まず場所が選定されて、周囲の活断層調査というものが陸上、海の中やりますよね。当時の技術で見つかったもの、今、連動可能性、そこは非常に微妙なんですけれども、連動するとかしないとか評価をしてやっています。ところがマグニチュード9クラスの地震というものは1960年代だけと2000年代に入ってからだけしか起きてないんです。その前はまた300年間ぐら起きてないと、たまたま日本で原発が動き出した70年代から全く大きな地震がなかったんです。ですからその後、非常に何事もなく、たまたま来たんです。非常に幸運で。

やはり地震活動、非常に象徴がありまして、大きなリズムとしては1000年周期とか、あと50年周期みたいで、ちょうど我々は高度経済成長期という原発が動き出したときは、運良く昔の調査手法、昔の知識でやっていたものが超えなかった。今はそれが実際には2004年のスマトラ島沖の地震から非常に環太平洋地域が活発になりまして、いろいろ起きた、3.11もその一環ですが、ですから、どこでも実は日本の内陸、日本という国はM8クラスの直下型の地震というものも起きる、実際、濃尾地震というものもありましたし、そういうことがあるということで、彼らとしては、規制委員会の議論を聞いてますと、現在分かっている断層に対しての議論しかしてない。そこに関するリスクの評価というのは極めて甘い。要するにあとは実際一度起きてしまったら取り返しがつかないということは、

これ、みんな分かってるべきなんですけど、どうもその辺が忘れてきた。それからあと、やはり非常に今、規制委員会が頑張る、非常に活断層なんかについて対立はしてないんですけども、要するにメディア等を動かすことを前提に、少しそういう論評にもなってきましたので気をつけなければいけない。

○植田会長

他にいかがでしょうか。どうぞ。

○高橋委員

よく分からないので大変興味深い点なので教えていただきたいんですが、設計基準地震動、アメリカは10万年間の間というスパンで最も大きい、単位とかよく分からないんですけども、この揺れが基準であって、それで耐えられるようにと、欧州は同じく1万年と。それに対して日本は、過去8年ぐらいの間に、その現状の基準を4回超えているということは、単純に言えば2年で最大のものみたいな、そんな計算になるわけですよ。逆にじゃあ例えば欧州並みの1万年とした場合に、それは現在の基準というものはどれぐらい厳しくなるものなんですか。

○佐藤委員

それは実は非常に簡単に答えの出てこない問題であって、最近、その手法を統一するために確率論的ハザード評価という手法が提唱されています。これは地震だけでなく、津波、洪水、いろんな自然のハザードに対するものに対して確率論的に1万年、10万年に1回、最大のものがどのぐらいの加速度になるかという方向を出しています。当然、これは相当規模の大きなものになるわけですし、これは長尾先生にむしろおっしゃっていただいた方がいいんだと思いますけど、マグニチュードが1個上がると発生頻度が10分の1ぐらいになるとか、そういう経験則みたいなものがあるわけですよ。

○長尾委員

実は実際には加速度ですけれども、例えばイギリスで幾つという、例えばイギリスで300ガルというものがあつた、これは例えば10万年に1回とか100万年に1回、ところが日本では300ガルというのは毎年とか起きてるわけですよ、数年に1回。ですから要するに日本の場合だと例えば1,000ガル、重力加速度、物が全部飛び上がるような、そういうもの以上のものを想定しないとだめだろう。それは例えば実は1,000ガルを超えるというのでは、今、私が知ってるだけでも三、四回、神戸のときは2,000ガルというか、あと3.11のときには非常に軟弱地盤ですけど4,000ガルというようなことで、ですから、明らかに場所によって1万年に1回のもものが全然違うんです。

ただ、その辺が、多分、ヨーロッパでは、イギリスだったら300ガルというようなものやったら、これは本当、10万年、100万年に1回しか来ないだろう。でも日本だったらそれはだめで、2,000ガルとか、最低でも、今、大体600とか700とか900という値が使わ

れてますけども、1,500とか、2,000ガルというものが非常に地震動になるんじゃないか。そういう地域性、非常に値は違いますけども、その頻度というものは地震の発生頻度から、あるいは震源までの距離というもので見積もることができます。

○高橋委員

本当、素人でよくわからないんですが、何年に1回起きるかということよりも、何とかガルってそっちのほうが大切なんじゃないですか。要するにこれだけガルという加速度ですか、これだけ揺れたら原発に物すごいダメージがあるから、それは耐えられるようにしようということなんじゃないかと素人なりに思うので、何年に1回起きるかというのは、それはそこから導き出される単なる頻度なんじゃないですか。

○佐藤委員

おっしゃるとおりで、これも地震の周波数ごとに0.1ヘルツから100ヘルツぐらいまでの地震の震動数に合わせて何ガルという強度、これのカーブがあるわけですけども、そのカーブの1万年に1回、10万年に1回の最高のピークになるような、それがこの設計基準地震動として与えられてるわけです。ですから1万年に1回の最大のものというのは、1万年に1回のそういうカーブのことを言ってる、何ガルと。実際にその数字はあるわけです。

ですから、おっしゃるように数値としては何ガルなんですよ、何ガルという地震加速度の1万年に1回の規模の場合には、例えば1,200ガルだとか、1,500ガルだとか、そういう数値が出てくるわけです。ですけども、それは実際には簡単な形で何ガルと出てくるんでなくて、周波数の関数になって出てきますので、もっと複雑な入力条件になるんですけども。

○長尾委員

多分、高橋委員の御指摘が一番正しくて、例えば日本の場合だったら1,500ガル、今、800とか700というものを1,500にして、それは実際には10万年に1回しか超えないという、そういう形で表現していく形で、二つの単に何年に1度というのだと、日本の場合は地震動に関して適さない。例えばこれが竜巻なんかだったら非常にFの8とか9とか10、非常に風速が音速を超えるようなところまでありますから、そういうものが実際には起き得る、起き得ないということで、そういうものまでアメリカの場合、対処してるわけですから、地震の場合は、実際にこれだけ揺れてるわけなので、それをさらに実際の活断層、今の知見で見つかった断層の2倍ぐらいはかけないといけないんじゃないかという気がします。それは10万年に1回とか、100万年に1回の統計的な値だと、確率では。

○高橋委員

であるとすれば、今、800ガルなんですか、その日本の。

○長尾委員

一番大きいので900ぐらいですかね。

○佐藤委員

浜岡で1,000ガルぐらいまで上げたというのは聞いてます。

○長尾委員

そうですね、そのぐらいです。

○佐藤委員

昔は250ガルだった。

○長尾委員

はい、300とか。

○高橋委員

場所によっても違うかなということですね。

○佐藤委員

場所によっても違います。

○高橋委員

じゃあそれは8年で4回超えてるわけだから、仮に1,500とか2,000ガルにしましょうというのが一つの考え方、それがアメリカとか欧州とかと関係なく、日本のはこういう条件なんだからこうですよねとなった場合に、当然、対策費用というものがものすごい追加的にかかるような気がするんですけども、それはどのぐらいの範囲なんですか。

○佐藤委員

これは実際に計算していないもののお話をするのもあれなんですけれども、実際に私は最近も元保安院の方とそういう話をしたことあるんですけども、そういう確率論的な話をすると、もうとても耐えられるような建造物の設計がそもそもできないと。だからもう確率論の議論は途中で放棄したんだというような、そのぐらいなんですよね。

○高橋委員

要するに耐えられないから放棄したというのは、それだと原子力発電という事業が続けられないからという、そういうふうに解釈していいわけですね。

○佐藤委員

そういうことです。

○植田会長

他にありますか。どうぞ。

○圓尾委員

私も海外のことわからないので伺いたいんですけども、例えばアメリカやヨーロッパで10万年に1回、1万年に1回という基準で基準地震動を設定してるとするならば、これも地盤の状況だとか、いろんな知見が加わって、過去20年、30年、振り返ったときに、設定されてるガルの値というのは引き上げられたりしたことって割と頻繁にあるのかどうかって伺いたいんです。つまり日本の場合は、過去10年ぐらい振り返っても、大きな地震が起きるたび、それが引き上げられたことで、今、高橋さんおっしゃったように、追加的なコストって結構、原発にかけてきたんですけども、今後、日本が原子力を国策でやり続けるという意味でやるのか、それとももう民間の意思でやってくれという形にするのかわかんないですけども、もしアメリカのように民間の判断で原発やるということになれば、やっぱりどこまでこういった対策が必要になるかというのをきちっと見定めた上じゃないと投資もできなくなってくるので、非常に大事なポイントだと思うんですけども、日本と違ってアメリカはこういう10万年に1回、1万年に1回という基準の場合に、過去を振り返ったときにいろんな知見が得られたことで引き上がってきた経緯というのはあるんでしょうか。

○佐藤委員

実はそれほどないんです。それほどなくて、たまたまなんですけれども、実はアメリカでもバージニア州ですか、2011年にちょうど福島でこういうことがあった同じ年なんですけれども、バージニア州で結構大きな地震がありました、マグニチュードは5.幾つだったと思うんですけども、それでも結構、ワシントンのあたりまで揺れて、休みになったくらい結構揺れたんです。そのときにはノースアンナという発電所の設計基準を超えてということが起こりました。

そういうこともあって、それが実はアメリカで初めての事象だということだったんです。ただ、それが起こる前に、アメリカも設計基準の地震とか、洪水だとか、これを少なくとも10年に1回のインターバルで見直しをしていきたいと思いますという新しいルールとして決定されています。下降することはないんですけども、これからはいろんな新しい知見を調べていって、それに基づいて10年ごとにアップデートしていこうということを言っております。

○植田会長

よろしいですか。設計基準地震動の問題は、先ほどの御説明ですと、新安全基準では扱われていないということですね。

○佐藤委員

そうですね。

○植田会長

それはなぜ扱わないのかというのはどうなのでしょう。

○長尾委員

例えば浜岡で900とか1,000というの、1,000を超えるということは、物がどんなに重たい物も飛び上がるということなんです、重力加速度。ということは、例えば燃料保存のプール、上があいてたら水が全部こぼれてしまうとか、現実にはそれを200から300とか、300から400に上げるということと、例えば900から1,000に上げるということ、極端に違う。そうすると現実にはほとんどバックフィットができないということで、要するにコスト不可能ということから扱われてないということはないでしょうけども、扱うということはほとんどバックフィット不可能ということの意味するようなことになるんだと思います。

○植田会長

もしそうだから扱っていないとすると、大変問題だと私は思いますが。

○佐藤委員

ついでですので、なぜ1万年とか10万年とかという、そういう決め方をしてるのか、これをお話ししたいと思うんですけども、安全目標という言葉があるんです。原子炉に対して安全目標というのがあります。これは一たび起これば大変な事故なわけですけども、絶対に起こらないということとは言えない。であるならば、社会と共存できるために、原子炉の事故の発生頻度としてどういう値を許容値という言葉は余り適切でないのかもしれないんですけども、どういう値を目標にすべきかと、こういう議論がアメリカでは1980年代に行われています。それで出てきた数字というのは1万炉年、炉年というのは原子炉の炉と年をかけ足したものですから、100個原子炉があるときには100年運転して、それになるわけですね。1万炉年に1回の炉心損傷事故、炉心損傷事故というのは原子炉の中で壊れる現象です。外の環境に放射能が出ていくところまでは行っていない状況です。外の環境まで放射能が出ていく事象に対しては、さらに1桁下げて、10万年に1回、これが安全目標なんです。これはアメリカでは1986年にNRCが官報を発行して、アメリカの原子炉の安全目標として制定されているわけです。その後、この考え方は国際的な基準になっていきます、IAEAの基準の中でも同じような数字がうたわれています。

その後、新しい原子炉のモデルが提唱されるようになっていくんですけども、それらに対しては、今、言った数字のそれぞれ10分の1と、つまり原子炉が損傷する事象に対しては10万年に1回、格納容器が破損して環境に大量の放射能が出ていくような事象、これは100万炉年に1回、こういうふうに設定されるんです、これが世界の原子炉に対する安全目標なんです。

原子炉の損傷が1万炉年に1回と言ったわけですけども、巨大な地震、巨大な津波が起こったときには、それがそのまま炉心損傷につながったり、あるいは、さらに手の施しようがなく、環境への放射能の放出へ繋がっていく可能性があるわけです。であるならば、当然、基準にすべき地震の加速度の設定、あるいは津波の洪水の高さについても、そ

ういう原子力発電所に対して致命的な必殺わざのように働くような現象に対しては、そういう基準を適用しないといけないだろうということで、1万年とか10万年とか、そういう数字が出てきたわけです。

ですから、安全目標というところに振り返って考えてみれば、当初、事故が起こったときに、1000年に1回の地震が起こったんだから原子力だってもたないのは、それはしょうがないだろうと、そんなことを言う人までいたわけですがけれども、そういう安全目標のところから考えれば、そんなことは許されていていいわけではない。日本でも安全目標は一応、議論されたことになってるんです、余り公で話はされていないんですが、不思議と国際会議の場なんかでは、日本でもそれを使ってるんだと、そういう発表をしてるんです。ですが、それはもう国際コミュニティの中で日本のメンツのために言ってるようなもので、全然、日本の国民に向かって話をしたわけでもないし、原子力の関係者ですら、そんな話は聞いたことがないと言ってるわけなんです。ですが、本来はそういう設定のされ方が国際的なわけですし、1万年とか10万年と言うと、何もそこまで思うかもしれないんですが、そうではないということです。

○植田会長

出された問題は引き続きということになるかと思いますが、7月に作るという前に、パブコメを受けて何かあるのですか。

○佐藤委員

それはなければならぬプロセスだと思います。当然、そういったこのプロセス、もし、そのプロセスも含めて世界最高の水準のやり方をやるんだというのであれば、そもそも私はパブリックコメントの期間として3週間しかなかったというの、非常に不十分だと思ってますし、ましてやパブリックコメントを受けるときに2,000字という字数制限があったということも非常に後ろ向きなパブリックコメントのやり方だなんて思ってるわけですが、例えばアメリカの場合には、そういったたくさん出てきたパブリックコメントに対して、どういう規制委員会としての見解であるのかということをお返事書を作って、それもちゃんとパブリックに出すという手順を踏むのが当たり前ですので、そういった手順も含めて世界のトップ水準を目指すのであれば、そういうステップは不可欠だと思います。

○植田会長

大変重要な御指摘をいただいたので、その点についても、規制委員会からそういうふうに出てくればもちろんいいわけですが、もしそういうのが出てきそうになかった場合には、何らかのことはする必要のあるんじゃないかということで、世界最高の安全規制を具体的に実現する必要があります。不十分な点はどうなっているのだということです。今日出されたことも含めまして、今日は設計基準地震動の話、安全目標でしたが。

○佐藤委員

それからすみません、もう一つ、よろしいでしょうか。

○植田会長

もう一つありますか。

○佐藤委員

もう一つ、重要なことを申し上げておきたいと思うんですけども、これ長尾委員がちょっとだけおっしゃったことに補足したいと思うんですけども、アメリカで2011年に原子力の安全文化というものをわざわざポリシー・ステートメントというんですけども、これは日本にはない形なんですけれども、要は規制と同等か、それ以上の重みのある声明なんです。それが2011年に安全文化ということでわざわざ出ています。その趣旨は何かといいますと、いろいろ安全問題、安全上懸念があるといった問題を堂々とみんなの前で発表できるような、こういう企業であれば職場環境にしないといけない、役所の中であれば、同じように中の文化として浸透させていかなければならないという、これを安全文化と。実はその項目が10項目ぐらいポリシー・ステートメントの中にはあります。その中でも特に重要な内容が、安全問題を提起してもいろんな圧力を受けない、堂々と言うことができる。

そういう文化の醸成に当たっては、これはトップダウンで企業のトップからの指示でこれが醸成されていかないといけないということをうたったものなんですけれども、今、日本で安全基準を作ってる活動について、何か日本の場合には国を挙げてそれに対してネガティブなプレッシャーがあるようにも見受けられるんじゃないかなと思うんです。例えば原子力規制委員会が懸命にいろんな下から上からのプレッシャーもあるんだと思います。そもそもそういう規制委員会にそういうプレッシャーが働くというのは非常に不健康な、国を挙げて安全文化の腐敗を示唆してるような、そういう兆候があるというのは非常に嘆かわしいことだと思うわけです。ですから、私は原子力規制委員会、非常にそういうプレッシャー、あるべきでないプレッシャーのある環境で非常に頑張ってるんだと思います。そういう安全文化の未熟な我が国で、残念ながら未熟な我が国で是非それをはね返して頑張してほしいと思うわけです。

○植田会長

ありがとうございました。規制の内容について世界最高の水準という問題でしたが、佐藤委員のお話ですと、手続、プロセスも大変重要で、ちゃんと回答があって答えられる場があるとか、そういうこともポイントで、大事にしないといけないということでした。

安全目標の話と設計基準地震動の話でしたが、他にも多分、たくさんあるということで、この問題点のところを読まないといけない。

あともう一つ、ちょっと別の話ですが、事故調の報告書が何かたなざらしみだいになってまして、あれだけたくさんの英知を集めた報告書が出されましたが、それをどういうふうに扱うか、これ政府も国会も何も言っていないので、これも変だなと、まさに事故の原因に関わる、我々の報告書の中でもそこを少し言及することになると思いますが、この点も次回にも考えないといけない。

ここで安全基準にかかわる問題、時間の関係もありますので、これまでにさせていただ

きまして、次に、工程表にかかわる問題、高橋委員と相談をしながら、あるいはいろんな御協力もいただきながら作成をさせていただいたものでございますので、それを高橋委員から御説明いただいて、少し議論をさせていただきたい。聞こえてますでしょうか。

○事務局（田村主査）

繋がっていると思います。

○古賀副会長

はい、大丈夫です。

○植田会長

高橋委員、お願いします。

○高橋委員

資料3を見ていただくのが一番分かりやすいと思うんですけども、まずこの1カ月強の間にどういうことをしてきたのかということを確認の意味も込めてお話、説明しておきたいと思います。

前回、2月8日の前でしたね、会議をやって、統合本部に出したのが2月8日と。コメントを本部、市長、府知事からいただいて、じゃあさらにいいものにしていきましょうということだったわけです。その際の最大の追加ポイントというのが、工程表というものをつけ加えましょうということが最大のポイントでした。新しい右側の12章の2というところが工程表の場所に当たるところで、かつその原案の原案ぐらいのレベルですけども、このパワーポイントの矢印がたくさん書いてある紙がその原案の原案ぐらいの状況だということです。ただ、これを作るということが一つ大きな変更点ではあるんですが、これを作るためには、このネタが必要であるということで、植田会長の御指導を仰ぎつつ、かつ他の委員の方々からも御意見を伺いつつ、構成を大きく見直す必要があるんじゃないかということで、この資料3のような変更を進めているというところなんです。

大きく言いますと、変更というのは二つあって、一つは4章の部分をもっと充実させましょうということです。特に左右見ながら考えていただければ、確認していただければ分かるんですが、特に変わったのが4章の右側の3と4のところ、放射性廃棄物の問題、それから廃炉の問題、これの戦略案といいますか、具体的な施策部分というものが左側にはなかった、全くそもそも章としてもなかった。1部の中では問題認識としては触れられていますけども、じゃあどうするのかという施策部分というのは全くなかったんで、これはなければ書けないので、工程表ができないので、これは新たに加えましょうということです。

それ以外にも、この2部の中でも4章の後、再エネの辺とか、省エネの辺ですとか、化石燃料の辺とかについて言いますと、余り全体的な話は書かれているんですけども、いわゆる施策レベルのものには十分に触れていないので、これは書き直しましょうということになりました。これについてはまだ今回には間に合っていないんですけども、そ

これは引き続きやっていただくということになっていると理解をしています。

こうすることによって、4章、5章、6章、7章、8章、9章までの2部のところで、具体的にこういうことをいつぐらいにやりますというものがちゃんと反映されている状況を作りましょうと。これがあることによって初めて工程表ができるんですよという考えなわけです。

もう一つの大きな変更というのが、じゃあ3部はどうかといいますと、かなり時間がない中でやったこともあって、我々の2月8日の時点の案であると、3部の完成度がいまいち高くなかったということで、これも皆さんの御意見を踏まえつつ、幾つか新しく書いたりとか、あるいは整理をし直したということです。

特に右側の3部でいうところの10章の部分、じゃあ目先、どういう問題が起きるんですかと、原発減らしていくというのは結構なんだけれども、あるいは再エネを増やすというのは結構なんだけれども、どういう問題が生じるのか、こんな問題を解決しなければ、絵に描いた餅で終わるじゃないかという批判がよくありますので、10章の部分で目先の課題、目先といいましても5年から10年、あるいは10年後も続くような問題もありますけれども、短期、中期ぐらいの課題で、2部のところで触れられてないものについては触れましょうと、これが10章です。

その上で、じゃあより幅広く世の中にはどういう影響があるんですかというのが11章で、それを踏まえて、じゃあ具体的にこういう日程で、こういう段取りでやっていきましょうというのが12章と。13章のときに、これは大阪府市の会議ですので、大阪府市に特化した章も作りましょうという、ここまでがまず構成全体の説明であります。

その上で、どうしましょう、工程表だけを説明したほうがいいですかね。

○植田会長

そうですね。

○高橋委員

じゃあその上で今回、今、作り始めている工程表とはどんなもんだというのが、このワーポイントの両面の紙で、どこまで細かくしていくのかという問題もあるんですけども、とりあえず現段階では大きく三つほど（ここには二つですけども）に分けて、一つが原発関連でペーパーたくさんありますので、これで1枚ぐらいの紙になるのかなと。裏は、その他、再エネ、省エネ、化石、省エネにはエネルギー効率の向上というのも含めてるつもりなんですけど、再エネ、省エネ、化石、電力システム改革と、これはもしもっと細かくなっていくのであれば、2ページぐらいにさらに分けてもいいかもしれませんけれども、とりあえずは1ページと。もう1ページが、現時点では配られてないんですけども、大阪府市として何をやるべきかということ、これはやっぱり当然、自治体に対する提言ですので、まとめて1枚紙にした方がいいのかなというのがまず全体の振り分けです。

その上で、年数を、脱原発に戻っていただくと、目先5年ぐらいにやるべきことを書くのが工程表という意味では適切なのかなと私は思いましたので、平成25年度、新年度、それから6、7、8、9という形で書きました。これについては、実際これまで御意見もい

ただいていて、もっと先のことも大事じゃないかと、これだと5年間で終わってしまうじゃないかという御意見もありますので、例えば、このさらに右端に2030年時点はどうなっているのかというものがあってもいいかもしれませんし、あるいは、いわゆる工程表というのは5年ぐらいが限度でしょうと。そうじゃなくて、この紙とは別に、例えば現状はこうですよ、それから2020年には例えば原発の数はこうなっていて、再生可能エネルギーのパーセンテージはこうなっていて、さらに2030年にはこういうふうになってますよみたいな、そういう目標ベースの工程表と呼ぶのかどうか分かりませんが、目標ベースのそういうプランを別途1枚なり作るという手もあるのかもしれないです。現時点では工程表ということでしたので、短期的にやるべき施策を並べてみた。それが相互関係ですよ、それは時系列上の横軸の関係もありますし、縦軸の関係もあります。

例えば、脱原発の方で説明をすると、今回、かなり詳しく長期方針、どうやって決めていくのかということ、4章の2のあたりで加筆いたしました。やっぱり今回、民主党政権のときには本音で議論を一応行ったんだけど、しっかりと意思決定できなかったという反省もありますので、ちゃんと国会で委員会とかもつくって基本方針を作る。政府として決定する。ただ、それは政府としてのあくまで案であって、国民投票にかけてはどうかと。国民投票で信任されれば、初めてそれを法律として制定すると、法律のもとに内閣に推進本部を設けて具体的にやっていくんだよという横軸の筋、長期方針にかかわる筋というものを例えばこのようにやっていけば、いつ何するのかというのが明確になると。

例えばエネルギー転換の基本方針が決定すれば、これで一つの大きな方向性が出てくることになるわけだから、放射性廃棄物処理もじゃあこういうふうやっていこうとか、あるいは国民投票の場合には廃棄物処理の問題もそこに含めてはどうかとか、あるいは基本法ができれば、それに基づいて廃棄物の総量規制をやったらどうかとか、それ当然、横の関係もあるわけですから、そういうものが分かるように矢印を書いていると。その他、廃炉とか安全確保とか、佐藤さんから御指摘があったとおりで、安全基準の指針というものもとても今年の7月までにできるようなものじゃないということだという話ですので、当然これは26年度にもかかっていきますし、さらに佐藤さんの作っていただいたものによれば、審査指針というものも別途作っていく必要があるよねと、安全基準だけじゃ終わりじゃないよねということも続いていき、もちろんそれはバックフィットとかにも続いていくと、横軸でも時間軸上繋がっていくし、それを受けて、当然、事業者というものは安全対策をしなければいけないし、それがうまくできないと、あるいはコストがかかりすぎるということであれば、何本か矢印がありますけれども、廃炉計画に突き進んだりとか、それでも本当にできたんだということであれば、原発再稼働するものもあるのかもしれないというような感じで書いてみました。現状を見ますと、脱原発は佐藤さんの御協力もあり、そこそこ詳しくなってきたのかなという印象を持っています。

裏は、まだ薄目といいますか、人口密度が低いというのが一見にして分かると思います。私の知恵もないので、十分でないので、ぜひ各担当の章の方に、既にお願しているとおり加筆をしていただいて、特に施策として抜き出しやすいものを分かりやすくしていただければ、あと、いつやるかということ、前後関係、因果関係も分かりやすくしていただければ、私に加筆しますし、この工程表として加筆しますし、場合によってはもう各担

当者の方に同じような工程表といえますか、この矢印部分を作っていたら、それをベースとして埋めていけば、この裏面も表面ぐらい密度の濃いものになっていくのかなと思っっているわけです。

三つ目の大阪府市に関しましては、この後、恐らく若干事務局から御説明があると思いますし、プラス委員の間でも議論をしてアイデアを出して、3枚目に当たる大阪府市のやるべきことの工程表というものも作っていけるかなと思っています。とりあえず以上です。

○植田会長

ありがとうございました。

そしたら、最初に御説明いただいた、工程表として5年が一応の目安で、ここで提案されておりますけれども、もう少し長くないといけないのじゃないかというような御意見もあったようですし、こういう作成の仕方でもいいかどうかということについて、最初にもし御意見があれば伺っておきたいと思います。いかがでしょうか。河合委員、古賀委員、いかがですか。

○古賀副会長

はい、古賀です。

○植田会長

どうぞ。

○古賀副会長

これが一応、今、出てるのが25年度1年間と、26、27の2年、28、29の2年となっているので、見ようによっては当面の1年間、それからそれを足した3年間、さらに5年間と区切れてるかなと私、見てるんですけど、そんな感じでこの程度のまだらさぐらいはある程度、具体的に書いた方がいいかなという感じがします。

それで、前に議論してたときに、5年間で暫定期間ですよみたいな、そういう位置づけで、それを5年がいいのか、3年がいいのかとか、何かそういう議論してたような気がするんですけど、余りそこは何年がいいかというのを決めること自体は重要ではないので、むしろ1年、2年、2年と三つぐらいに分けて、その中に具体的にスケジュール感を入れて、こういうふうに書いていくというのはおおむねいいんじゃないかなと。

さらにその先をどうするかというのが多分、また大きな議論になると思うんですけども、これは本文を加筆、すみません、私の部分がほとんど手が入ってなくて申しわけなかったんですけども、将来、最終的にこの会議としては脱原発を目指してと言うのであれば、何年ぐらいでというのは決めるというやり方がいいのか、あるいは見通しということがいいのかというのもまた議論が分かれてくると思いますけれども、これぐらいで十分、脱原発にたどり着けるんですよというのを、私は入れといた方がいいかなという気はしています。あと、個別のことについては、また後ほどの議論の中で申し上げたいと思います。以上です。

○植田会長

ありがとうございました。圓尾委員、どうぞ。

○圓尾委員

私もこのぐらいが適当かなと思ってまして、民間企業が長期計画立てる場合も、普通は10年とか20年というビジョンという形で出して、中期計画という具体的な計画に落とすときには、大体3年から5年で毎年リニューアルする会社もあれば、2年ぐらいで見直す会社もありますし、そういった形で、具体的なものはやっぱり5年ぐらいというのが限界だと思いますので、それでやるべきことを整理して、ただ、ビジョンは10年先、20年先のあるべき姿というのを別のペーパーで打ち出しておく。この本文にはビジョンに関することも結構書き込まれてるかと思うので、こういうまとめ方で僕は十分じゃないかなと思います。

○植田会長

大島委員、河合委員、何かございますか、今の点で。

○河合委員

河合です。特にございませんが、基本的な質問で恐縮ですけど、結局、いつまでにまとめることになったんでしたっけ。

○植田会長

いや、最後にも申し上げようと思っておりましたが、報告書自体は、知事と市長の了解をいただきましたので、少し議論を重ねて5月中、できれば連休明けぐらいをめどに仕上げたいと思っております。

○河合委員

はい、わかりました。私は特に今の時点でつけ加えることはありません。

○植田会長

ありがとうございます。大島委員。

○事務局（田村主査）

大島委員は今日ちょっと。

○植田会長

何かお二人からありますか、いいですか。

○長尾委員

一言だけ、実は再生エネルギーの開発で、私も手法に関してはかなり、たまたまうちの

学部が海洋学部ということで非常にサーベイランスはできるんですけど、現実にとれぐらい例えば資源調整するのか、それがいわゆる再生エネルギーがどれくらいいけるかということが分かると、いつまでにどれくらいということが言えると思うんですけども、こちらでもできる限り調べますけども、その辺、是非、要するにそこがないと、なかなかいつまでゼロということが言いにくいのかなという気がします。

○植田会長

ポテンシャル調査が幾つかありまして、これは恐らく事務局でも集めておられると思いますので、それを含めて、経済性問題と、あと仕組みと。

○長尾委員

そうですね、例えば経済性で言うと、地熱なんかは非常にポテンシャルあるんですが、国立公園法の問題がある。それからあとは例えば温泉事業者に対する補償の問題、それからあとメタンハイドレートは、これは実はあることはあるんですけども、非常にコストが高い。その辺のコストを誰が負担するかとか、そういう問題があると思います。

○植田会長

そこらあたりがまさにいつまでにという時間軸と関わってくると思いますけれども、おっしゃられたように、規制改革でぐっと状況が変化するもの、それから系統の安定化、これが進むと、実は北海道で固定価格買い取り制度で大変多くの投資が行われておりまして、その意味では進みつつあるのですけれども、太陽光発電がすごく進んでいるのは想定内だったのですけれども、実は想定外だったのが、北海道に随分、メガソーラーが設置されたのです。北海道は、土地代が安いから、利益という意味で言うと設置されまして、ところが北海道電力は系統が相対的には弱い。再生エネルギー発電の買い取りは先着順になっているものですから、バイオマスなど北海道らしい、最もポテンシャルが大きいものが制約されるということが発生しました。

○長尾委員

北海道、比較的、太平洋側天気がいいんです。

○植田会長

そうでしたか。

○長尾委員

日本で天体望遠鏡つくろうというときに、瀬戸内海か帯広、非常に晴天率が高いので、土地代の安さと、それだと思います。

○植田会長

ということですがいい系統が弱いので、逆に言うと系統の作業を北海道電力にもしてもら

ということで一定の対処ができたのですけれども、まさに系統安定化対策が進むと動く部分もある。地熱なんかは10年ぐらいかかります。

○長尾委員

時間はかかります。

○植田会長

これも動きはあるのですけれども、地熱はベース電源の要素を持ってるので非常に期待は大きい、ポテンシャルも大変大きい。これは事務局の御協力も得て、ポテンシャル調査が幾つか行われておりますし、それをきちっと集めるということ。コストについては、実際に投資が進んで事業化されるとコストが取得できるようになっておりますので、それが分かるとよりはっきりするという面もあります。あと、佐藤委員。

○佐藤委員

一つ、ちょっと質問ですけれども、廃棄物処理のところにも右に住民投票とあるんですけども、これは住民投票ですか、国民投票…。

○高橋委員

ここでイメージをしたのは、各自治体、特に立地自治体が例えば青森県が核燃料サイクルの問題についてどうしますかとか、あるいは、暫定責任保管ということをするのであれば、その場所が必要になりますと、あるいは原子力の発電所、今あるサイトでもう少し、もうちょっと20年間ぐらいは暫定的に持つといってくれよという話になるかもしれない。要するにどっかのまさに場所ですよ、立地自治体の意思というものが強く確認される必要があるだろうから、ここはそういう意味では地域という意味です。上に書いたのは、大きな国の方向性の話ですので、イタリアでこの前やったように、もちろん今の法令上は国民投票できないんですけれども、その制度を整えた上で、国全体としての方針は国民投票で決められるんじゃないかと思っております。

○佐藤委員

わかりました。

○植田会長

よろしいでしょうか。大きくはこういう形でということで、進めさせていただければと思います。

○古賀副会長

すみません、植田先生、古賀ですけれども。

○植田会長

どうぞ。

○古賀副会長

一つだけ皆さんというか、むしろマスコミの方との関係で注意していただきたいと思うのは、原発再稼働が28から29年度のところに書いてありますよね。それで、これ紙だけ見て中を読まない、レポートを読まない、何となく28年度から29年度にかけて原発再稼働をするんですととられる可能性があるのも、中を読んでもらえれば、別にそう決めてるわけじゃないというのはよく分かると思うんですけども、逆にいろいろなことを27年度までいろんなことやっていくと、もう原発再稼働がなくなるということも十分あり得るということは皆さんによく理解をしておいていただいた方がいいなと思いました。よろしいですか、それが一つと。

あともう一つ、25年度にとりあえずいろんなことを始めますよということなんですけど、それとちょっと別に、要するにこの工程表から分かることは、原発が再稼働するとしても3年ぐらひはかかりますよということですよ、短くても。それで、そうだとすると、逆に原発が当分動かないよという場合に備えてどうするんですかという、ある意味、緊急対策みたいな、そういうものが必要になってくると思うんですけども、そのことを25年度というところに入れといた方がいいかなという、長期の時系列の流れに並ぶものではないんですけど、むしろそういうことはやっていくのと同時に、むしろ今、すごく追い詰められている、追い詰められてはいないのかもしれないんですけど、要は原発再稼働というのは当分できない可能性は高いですよということを前提にして、その場合にどうするんですか、電力料金をどうするのかということも、それで産業に与える影響について、どういう対応するのかしないのかとか、そういったことを検討して実施していく必要があるのも、そのことを一言だけどっかで分かるようにしたい方がいいかなと思いました。

○河合委員

河合ですけど、いいですか。

○植田会長

はい、どうぞ。

○河合委員

今、古賀さんの言った原発再稼働というこの5文字ですけど、僕も古賀さんと全く同じ憂慮をしますので、この原発再稼働の後ろにクエスチョンマーク1個つけといてくれませんか。高橋さん、いいですか。

○植田会長

じゃあお願いします。

○高橋委員

はい、まず1点目の原発再稼働については全く私も同感で、もちろん文章を読んでいたければ、そういうふうを書いてあるわけなんですけど、とはいえ、どこにもここに書かないと、それはそれでまた何か突っ込まれそうな気もするのでここに書きました。くしくも自民党は3年ぐらいしっかりと検証してから再稼働するんだと言ってるのと、たまたま何かひょうそくが合うような位置にはあるんですけども、特にそういうことを意識したわけではなく、この委員会での議論とか、佐藤さんの文章とかを読んで、少なくとも安全基準の方が、やっぱり今年の夏とかに終わるような話ではないし、その後、いろんな対策とかもやっていけば、やっぱり少なくとも、どんなに短く見積もっても3年間は動かないんじゃないかというのが私なりに納得できた。じゃあ3年終われば本当に再稼働するのかといたら、今、古賀さんとか河合先生からも御指摘あったように、それは全く本当にクエスチョンであって、そういう意味ではこの原発再稼働のところにはクエスチョンマークを付けるなり、あるいは括弧づけするなりすることには、それは全く賛成ですし、是非そうしたいと思っています。

プラス、2点目の古賀さんの御指摘、これも私は全く同感で、私の今回、新たに書いた文章の中で言えば、10章の電力会社の経営財務問題というところ、これは何ページですか、166ページの辺において、まさに今、古賀さんの文章もかなり参考にしつつ、問題点を記したつもりです。この167ページの辺とかに続いて、経営問題そのものであるということ。ただし、やっぱりこれは適正なコストを負担してもらえないですよ。ただ、真ん中辺、政府の政策変更ですとか、強制的な廃炉命令などによって原発事業が許されなくなる場合にじゃあどうするのかということについては議論の余地があるだろうということで、今は御存じのとおり、短期的に電気料金を上げるという形によって、その負担を消費者全体で補てんをするという方法をとっているんですけども、それが本当に適切なのか、場合によってはその会社の破綻がやむを得ないのかとか、それ以外の方法、例えば税金などでその補てんをするのかとか、それについては確かにこの会議では何度か議論に乗りかけはしたんですけども、はっきりとまだ結論が出ていない事項でもあると思いますので、どこまでどういうふうを書くのかというのは難しい点でもあるんですけども、本文中にもう少し触れるとともに、工程表の中でも古賀さんのおっしゃったとおり、緊急対策みたいな言葉で加筆するというのは同感です。

○植田会長

古賀さんのおっしゃった原発が当分動かないことが十分考えられるというか、その方が確率的にも高いということだと思いますので、それに伴う諸問題もこの工程表の中に対応策として入れとく必要があるということです。電気代上昇に伴う産業への影響も含めた電気代問題、それと電力会社の経営財務問題、もう一つ、貿易収支が赤字になって、国富流出論と言われています。この三つについては、何らかの答えを書いた方がいいかなと思います。一種の緊急措置的内容を何らかの形で出す必要があるかなと思います。それが工程表の中に出てくるとというのが意味がある。工程表の中に出てくるとというのが工程表のリテリィーが高まるということになるかだと思います。

それから、法律を改正する、あるいは法律を作るという提案も出ているわけですが、そのあたりも整理する必要があるかなと、要するに国会にどういふことを要請するか、そこが具体的にどうなるかなと将来的には考えられるかなと思いました。河合委員、古賀委員、こんな形で整理をしていくということ。

工程表自体についてはこれをベースに進めていくというふうにしたいと思います。高橋委員から特にこの点についてというのがございましたら言っていただいた方がいいかなと思いますが、どうでしょう。

○高橋委員

分かりました。そういう意味では、今回、新しくなった部分ということで4章のところ、これまでほとんど4章の1ぐらいで止まっていたんですけども、考え方のところ

です。まず2番目として、基本方針の確立、これは古賀さんが後半で書いていただいたところも参考にしつつ、もう少しこの会議で議論したことも整理をして具体化したというのが58ページの基本方針の確立というところ。項目が幾つかに分かれていて、まずは経済的脱原発をしましょう、これはすぐにでもしましょうというこの会議でも何度も出てくる話です。市長も比較的これに近い考え方なんじゃないかと思えますけれども、次の59ページのところに書いてあるようなところ、古賀さんの文章を参考に書きましたけれども、というようなことをやれば、安全性は当然守ってくださいねと、安全じゃなきゃ動かせませんよねと。万が一、事故が起きれば、それは当然、責任を負ってくださいよとか、当然、廃棄物は処理、責任持てるんですよとといったようなことを普通の産業に準ずる形でやってもらえれば、経済的には容認されるというか、それでやれるもんならやってみてくださいという話になりますよと、それが1番目です。

2番目、とはいえ、この委員会でも議論したとおり、経済的にそろばんが合うから本当にやっていいのかという倫理的な話もあります。こちらになると、これはやはり政治というものが意思決定をしないと、なかなか市場経済ではなじまないものだと思いますので、それが2番目の段階で、それもやはりやっていただきたいと。我々は自治体の審議会ですので、これは当然、中央政府がやるべきことなわけですから、それはやってくださいという提言をしてはどうかと。

ただ、それはなかなか難しいものであって、3番目としては、しっかりと国民的な合意というものを確立する必要がありますよねということです。そのための手続論を委員会を設置してとか、いろいろと書いています。かつ国民投票を、先ほど申し上げましたとおりするぐらいの価値があるものではないかと。仮に61ページの辺で、国民投票ができなかったとしても、国政選挙のたびにしっかりと論点としてこのエネルギー問題を出してもらおうということをするれば、ドイツでもそうであったように、選挙を数回経ることによってコンセンサスを形成するというやり方もあるのかなと。これで国民的な合意ができれば、先ほど会長からもあったとおり、やはり法律に落とし込む必要があるだろうということで、三つの法律を束ねて、エネルギー転換三法とか呼んでみたらどうかと。

一つ目に、やっぱり基本法がまず必要なんじゃないかということで、エネルギー転換、

これはドイツのエネルギーヴェンデを名乗ってるんですけども、大きな基本法なるものをまず作って、それをもとに推進本部も作って、しっかりと大きな方向性を管理しつつ、数十年かけてやっていくと、これはまず基本法だと。

2番目が、特に原発関係がやはり非常に複雑ですので、まずやはり放射性廃棄物の処理の問題、これがもう何せ、今、ボトルネックになっているわけです。もう経済性もないし、安全性も問題があるのに脱原発ができない、なぜかといったら、バックヤードの問題が止まっているからという非常に皮肉な矛盾した現象が現在起きていますので、やはりこれは日本だけじゃなくて、難しい問題なんだけれども、解決する必要があるだろうということで、まずは特措法を作って、こちらについても重要な合意形成を図っていく。特に自治体の問題が極めてセンシティブに関わる問題ですので、これもしっかりと法律を作ってやっていきましょう。

三つ目がやはり廃炉。廃炉もこれ極めて重要な問題ですので、これもしっかりと法律を作ってやっていく必要があるだろうと、この三つを束ねて、とりあえずエネルギー転換三法と呼んではどうかという提案です。

その上で、個別の今、言及した廃棄物問題が3節で、廃炉が4節ということで、放射性廃棄物についていくと、本当これはもう合意形成が極めて難しい問題なので、三つのステップに分けて、今すぐできる、とにかく現行の政策を止めるというのがステップ1、ステップ2が、じゃあ次、どうするんだという話をちゃんと合意形成を図っていくというのがステップ2で、その結果、暫定責任保管というものが妥当ではないかという日本学術会議の回答も踏まえてのこちらでは提案をして、最後にステップ3として、合意形成ができれば、じゃあ具体的にこうやって進めていきたいと思いますということなんです。

次の67ページの廃炉のところですけども、これも極めて重要なんですけども、寿命が来たから廃炉にするという場合もあれば、とにかくもうコストが合わないから廃炉にしましょうという事業者の判断によるものもあるし、三つ目としては、先ほどの脱原発を政治決定するから、寿命がまだ来てないし、運転しようと思ったら運転できるんだけども止めてもらうといったパターンがあるわけです。そういうことも含めて、じゃあそういう判断をするためには、実際どれぐらいのコストがかかるのかという試算をしてもらったりだとか、あるいは事業者自ら、じゃあこんだだけかかるんだったら浜岡の1号機、2号機のように廃炉にしましょうという判断もあるかもしれない、そういう仕分けをしっかりとしてもらい、さらに先ほど政治決断によって脱原発の基本方針を決めましょうということをお願いしましたから、そういうことを踏まえて、じゃあ改めてどうするんですかという話。その段階で、廃炉というものもしっかりと進めていく必要があるのかなということなんです。

ということで4章の2節、3節、4節、特に3節、4節は全く新しい話だったんですけども、極めて重要でありますので、植田会長の御指示も踏まえつつ書きまして、それが先ほど申し上げた工程表にも反映されているといったような形になっています。

私よりも佐藤さんとか、大島先生とか、全然、この辺の話、詳しい方もいらっしゃると思いますので、是非御意見をいただければと思います。

○植田会長

ありがとうございます。私もそのように思ったんですけれども、一番最初はまず経済的脱原発をということ。これは原発の特別扱いはやめようという趣旨が入っているわけです。原発だけ廃棄物の処分先が決まっていなくてもいいとか、あるいは立地地域に交付金が与えられるとか、ちょっと普通の産業ではないです。ですから、普通の経済ルールを適用したら脱原発になるという趣旨です。これは経済的に脱原発にしろとか命令しているのではなくて、普通の経済ルールを適用するところになりますねという、そういうことです。

その次に、倫理的脱原発の政治判断へという、倫理的合意を政治的に確立するという、そういう趣旨が込められてる。手続的なこととか、国民的議論とかが、大変重要な意味がここで含まれていると思います。

それで、脱原発を具体的に進めていくということを考えた場合、ここで大変重要な定義がされていると私は思っておりますけれども、エネルギー転換3法、これを制定していくということで、くしくも電源三法が1974年だったので、2014年、ちょうど40年目に作られることになるという趣旨が入っている。ですから、内容と、それを実施する基盤になる法の制定とか手段の問題、こういうものを体系的に説明しようということ。今後、議論いただいてリアリティーもあるようなものにしていければと、そういう趣旨です。

まず感想的なところも含めて御意見あれば、出していただければと思います。河合委員、古賀委員もありましたらお願いします。

○古賀副会長

よろしいですか、古賀ですけれども。

○植田会長

はい、どうぞ。

○古賀副会長

細かいことは除いて、一つ項目として、除染が工程表のところに書いてあるんですけれども、聞こえますか。

○植田会長

はい、聞こえます。

○古賀副会長

それで、この除染が、今、やっぱりかなりおかしなことになってるなという現状認識、私、持ってまして、それでよく考えてみると、放射能汚染をした場合に、それをどこまでもとに戻すかということについて実は余り議論されないまま、今、特措法というのでやっていますけれども、何となく放射能汚染しても、原状回復義務がないような印象を私は受けてるんですね。原状回復義務がなくて、部分的原状回復義務があるというか、そんな感じになってると思うんですよ。要するに1ミリシーベルトを長期目標にしましょうみたいな

話だったのが、今、何か難しいから20ミリにしようとかの議論が出ているような感じですが、これは根本論として放射能汚染した場合に原状回復義務があるのかどうかということについて、ちゃんとした議論が行われていないなと思っているものですから、本来はやっぱり例えば放射能汚染対策法みたいなものを作って、汚染をした人は基本は原状回復義務があるというところから始まって、それで具体的な責任のとり方をどうするのかといったようなことを決める仕組みというのが要るんじゃないかなというのが1点感じていることです。

それから、もうちょっと具体的なところでですけど、高橋さんが書いていただいた放射性廃棄物処理の検討と国民投票というところがあるんですけど、ここはいきなり国民投票をする前に、というのは国民投票を国民全体でやると、何かみんなどっかがやってくれるんだろうみたいないいかげんな気持ちで投票する可能性があるんで、その前に、全都道府県、市町村単位がいいのか、都道府県単位がいいのか、議論は分かれると思うんですけど、例えば中間貯蔵施設と、それから最終処分場、これを受け入れるかどうかということについて、各地域ごとの住民投票というのをまず最初にやって、それで受け入れるところがあるかないかというのがわかった上で、じゃあ最終的に例えば全然ないんだったらやっぱりこういうふうにしなくちゃいけないとか、これは廃棄物処理だけじゃなくて、核燃料サイクルの話とかも同じステップがあると思うんですけど、みんなが受け入れる用意があるのかどうかというのを確認した上で最終的な政策の国民投票というのはやった方がいいかなと私は感じてます。以上です。

○植田会長

ありがとうございました。高橋委員どうぞ。

○高橋委員

除染については、この工程表で言うと一番下のところに一応、文字は書いてあるんですけども、一本ぼんと線が引かれてるだけで、要は余り細かいアイデアがありませんと言ってる状態なので、もちろん具体的にこういう法律作るべきだとか、こういう対策をすべきだとかという個別のアイデアがあれば、それを書くのは賛成です。この佐藤さんのやつ、まだ読んでないんですけども、一応、除染の話なので、これ2章なので1部ですけども、この中でももし、読んでないんですけども、そういう個別のこういう対策をするとか、こういう法律を作るとか、そういう何かアイデアがあれば、それは大歓迎ですので、それを工程表に加筆することは全く問題がないというか、是非やりたいと思います。

二つ目の国民投票の前に住民投票、アイデアはおもしろいと思いますが、具体的にこれはどういうふうになるかと考えると、ちょっとぱっとは浮かびにくくて、一般的に言うと、住民投票をするとなると、その自治体の首長なりが受け入れましょうというアイデアを持つ人がいて、持つから、じゃあ地域住民に賛否を問うというのが普通の住民投票のあり方なのかなと、新潟県の巻町とかですね、そういうことがあったと思うんですが、そういう意思を持つ首長は多分、極めて少ない、特に現状では少ないと思いますので、全国の例えば半分の都道府県でできるかと言われたら、ほとんどないんじゃないかと思いますので、

アイデアとしてはおもしろいと思うし、要は皆さん、引き受ける気ないんだから、結果的に脱原発になりますよねということをお賀さんはおっしゃってると思うので、それには納得をするんですが、具体的にこれからそういうことを新たに手を挙げる首長なり自治体があるとは思えないので、具体的な進め方となると、ぱっとイメージ湧かないんですが、古賀さんはいかがでしょう、何かアイデアがあれば教えてください。

○古賀副会長

すみません、何か大事なところが全然聞こえなかったもので、最後のところだけ聞こえましたけれども、多分、要するに住民投票やっても、受け入れるということ全然ないという話になるんじゃないかということ。

○高橋委員

私が申し上げたかったのは、普通一般に考える住民投票は、首長が例えばこの廃棄物の処理の中間貯蔵施設を受け入れたいという意味を持っていて、それを言う。だから住民の意思を確認するために住民投票をしましょうというのがよく聞く話なので、そうでなくて、いやいや、私は全然やる気ないんだけど、皆さんもやる気ありませんよねという形の住民投票が存在するのか、あるいはそんなことをしてくれるような首長なり自治体があるのかというのがよく分からないんですがいかがでしょうかという質問です。

○古賀副会長

すみません、またちょっと聞こえなかったんですけど。

○高橋委員

じゃあもう一回、申し上げますけれども。

○古賀副会長

すみません、申しわけない。

○高橋委員

はい。アイデアは賛成だし、おもしろいと思うんですが、現実にはじゃあそれがそういう住民投票が各地で起こり得るかといったら、起こり得ないのではないかと思います。なぜかという、一般的には首長がそういう施設とか、最終処分場なんかもそうですけれども、受け入れたいという意思を持つ首長がいて、提言をして、提案をして、それに対して住民の意思を確認するというのが一般的な住民投票のあり方だと思うので、果たしてそういうような形のものが日本全国、ある程度、多くのところで起きない意味がないんじゃないかと思うので、起こり得るんでしょうかという、そのアイデアがあれば教えてくださいという趣旨です。

○古賀副会長

はい。多分、今おっしゃったのが現実だと思うんですけども、その場合であれ、むしろ国の法律で住民投票を行うというそういう法律を作って、テーマを決めて、それを各自治体ごとに実施することというのは法律で義務づけ……。

○事務局（田村主査）

繋がってはいるんですが、不安定な、今日、今、問題発生がちょっとまた、不安定なんです。

○植田会長

聞こえないね。

○事務局（田村主査）

繋がってはいると思うんですけど。

○植田会長

そうですね。また再生したら意見をいただけたと思います。

○長尾委員

関連することですけど、実はたまたま古賀さんの元同僚の方と、実際には今、最終処分地をまだ探そうとしてる方なんですけど、経産省で。結局、まず地学的に大丈夫だということも多分ないだろうし、古賀さんの趣旨というのは、住民感情としても受け入れるところがないんだからということで、実はまだまだ最終処分場を探すために非常に多くの大きなお金が投下されてるわけですよ。それを早くやめて再生エネルギー、他のことに、省エネに使ったほうがはるかに多分、効率的だということは真意にあるんじゃないかと思えます。

○植田会長

ここで提案されている日本学術会議の昨年9月の報告があって、暫定保管と総量管理が提起されています。高橋委員に書いていただいた部分は、それを踏まえつつ、脱原発しても今ある放射性廃棄物が残ってしまっていて、それをどうするかは残った問題になるのです。そのところへアプローチする必要があるということは確かにあります。

○高橋委員

そういう意味では、今回、私も最終処分場についてどう書こうか、結構迷ったんですけども、とりあえず最終処分場を頑張って国が探すんだということは書かなかったんです。それはやっぱり目先、無理だろうと思っています。だからNUMOも廃止しろとこの文章では書いていて、じゃあそれに代わるものというのはあえて書かなかったんです。そう

じゃなくて、やっぱりまずはもう5年間ぐらいはしっかりと国民の議論をして方向性を定めるところが先なのかなと、大きな方向性が定まって、同時に当然、どっかで話し合わなきゃいけないので、やっぱりこれは暫定責任保管だと。それで10年間、20年間はもしかしたら時間稼ぎの側面もあるのかもしれませんが、国民の意思もしっかりと固まって、暫定責任保管がある程度できた上で、でもやっぱり最終処分どうするのということは、その後で多分、考える順番なのかなと思っていますので、そこは考えずに、ということは当然、長尾先生のおっしゃるとおりで、NUMOも廃止をして、そっちの方のお金はとりあえずとめて、それは必要なところに回すなり、さらにプールしておくなりということだと思わなければなりません。暫定責任保管と総量管理で方向性を定めつつ、少しずつステップを踏んでいくというつもりで、これ、今のところは書いてます。

ですので、話を戻すと、古賀さんのアイデア自体は全く私はいいいアイデアだと思うので、もう少し現実的にフィットするような具体策、本当に住民投票ができるというのは、それで構いませんし、それ以外に何かやっぱり国民の意思を確認した上で、誰も受け入れるところがありませんよねということをは何かその国民的議論の中で確認するプロセスを設けるのかとか、そういうアイデアがあれば、ここに加えることは全くやぶさかではありません。

○植田会長

この点は、古賀さん、繋がらないです。

○事務局（田村主査）

多分、今、繋がったり、繋がらなかったりなんですけども。

○植田会長

古賀さん、発言、聞こえますか、やっぱり聞こえない。

○事務局（田村主査）

そうですね。今、また繋がってないですね。

○長尾委員

非常に下世話な話で申しわけないんですけど、ダムに関して、実はある国道を走ってますと、途中まではダム建設絶対反対と書いてあるんです。ところが、あるところからダム建設金次第と書いてある。これが多分、今までの日本政府のやり方だったと思うので、ただし原子力の場合は、結局、それが未来永劫、非常に長く続くということで、かなり特殊なものだということで、多分、学会の提言がどれくらい、ほとんど実は余り聞かないんですよ。日本学士院とか学会が提言しても、学者さんのお考えは承りました程度ですけども、今回の提言はかなり思い切ったことですから、逆に言うところいう大阪府市としてもサポートしていく、中間貯蔵ということを進めていくという形で提言するしかない

思います。

○植田会長

御存知のように、もともと原子力委員会の依頼に対する返答です。地層処分法をすることを決めた2000年の最終処分法というのは、残念ながら10年以上、具体的にはワークしていない。福島事故を受けて、さらに難しい。だから、直ちに最終処分地を決めようという発想はちょっと無理があって、危険性の高いプールに入れているのを基本的には乾式貯蔵に変えていきながら、中間的な貯蔵をしておいてその上で、廃棄物を増やさないという前提のもとで国民的議論をして、増やさなくても処分する必要があるという認識にならざるを得ない。それができて初めて場所の話になる。処分地の場所という話はそういう段取りを経ないと難しいということです。

もう一つ、暫定的に保管して進めていくという一つの理由は、将来に新しい知見が出た場合に対応可能にするという側面があり、カナダは回収可能性を重視しているわけです。ここを緻密に考えていかないといけない点があると思いますので、国民的議論の成熟抜きに、これは簡単にいかないと思いますけどね。

もう1点、最初に出された放射能汚染にしても、電力会社に義務があるのかという問題、大変重要だと思いましたがけれども、たしか1967年に公害対策基本法ができるのですけれども、最初の原案では放射能汚染もいわゆる典型7公害プラス一つで入っていたということのようです。それが放射能はやっぱり外すとなっていくという経緯を経てくるということのようです。この点は重要だと思います。放射能汚染の扱いが日本の法体系上別扱いになっていったということが大きな課題だったかと思えます。古賀さんの言葉で言えば、具体的な責任のとり方がはっきりしていなかったということになると思います。これを明確にする必要があるということだと思えます。

それから、先ほど古賀さんが住民投票の話がされたことと関係しますけれども、除染です。福島の再生問題というか、立地点の自治体に対する支援制度の問題は出てくるのですけれども、除染と関係しているのは、被災をした地域の再生ですね、これを一つの柱に位置づけておかないといけない。これがまた東電の経営問題にリンクするようになってくると思いますので、除染事故賠償は結局、地域再生問題とリンクしている。これをどう進めていくかというのも一つの柱になると感じました。そのところは脱原発と関連して抜くことができないところかなということです。

○事務局（田村主査）

今、繋がっています。

○植田会長

古賀さん、大丈夫ですか。

○古賀副会長

今、繋がりました。

○植田会長

古賀さんの議論の住民投票に関わる問題については、改めて議論させていただければと思ってますけれども、ここでは学術会議が出した提言がありますね、暫定保管と総量管理をベースに国民的議論を進めるというものです。国民的議論は、国民の認識やいろんな考え方が成熟するための議論でもありますが、同時に期間を置くことによって技術の変化とか、新たな科学的知見も取り入れようという趣旨で、それをベースにした書き方にはなってると思うのです。

○古賀副会長

ですから、住民投票で何から何まで決めるということよりも、むしろ住民投票の結果で何かを決めるという住民投票じゃなくて、それぞれの地域が、今、何を考えてるのかというのを正式に表明するという手続と考えてもいいかなと思うんです。ですから、何か例えば核燃料サイクルを続けるか続けないかとかいう議論をするときに、最終処分を受け入れるところがあるかないかとか、そういうのが例えば全部がやっぱりないと言っていますよという中での議論なのかどうかというので議論の仕方に影響が出てくると思うので、そういう前提を確認する住民投票というのでもいいかなと思いますけど。

○植田会長

何かありますか。

○高橋委員

そういう意味では、65ページのところで、これはステップ2のほう、放射性廃棄物処理の第3節のステップ2のところで、新たな処理政策に関する検討、65ページで共通基盤の議論をしていきましょう、その小委員会だけではなく、多数の公論形成の場を設け、真ん中辺のところ、多様な立場の主体がさまざまなレベルでこの問題を議論するような仕組みを導入すると、非常に抽象的な書き方をしているんですけども、当然、この中には各現状では何も関与していない自治体でも、この放射性廃棄物の問題は一緒に考えてもらいましょうということが含まれています。なので、その一環として、私もどういう手続が適切なのかよく分からないですけども、仮に住民投票みたいなものが馴染むのであれば、当然それはやってもらえばいいし、もう少し何かわかんないですけども、住民としての何か意見を表明するような公聴会みたいな場が適切ならば、それをやるかもしれませんし、首長が何かしら意見を表明するというものがあるのかもしれないですし、その中に広い意味で古賀さんの御提案は含まれるのかなと。なので、もし何かもう少し具体的にこういうことを書き込むべきだという個別の施策案があれば、それはこちらの本文にも書き込みますし、

工程表にも明記するというふうにしたらいいと思いますので、是非その案を提案していただければと思います。

○植田会長

じゃあそういう形で。

○古賀副会長

はい、了解しました。

○植田会長

あと古賀さん、先ほど繋がっていたかどうかですけれども、提起していただいた除染の問題と地域再生の問題と。

○古賀副会長

そこは聞こえました。

○植田会長

原発問題は一面では地域問題という性格を持っている。去年の経緯から見ても重要で、一つは立地自治体なのですけれども、もう一つは被災地域ということになると思います。この二つの地域はどちらも明確に位置づけておく必要がある。これは大阪府市という自治体から発言するという点からいっても、とても重要な観点だと思います。

それから、除染と事故賠償は東電の経営と直結する問題になっておりますので、これは外せない。今日はもう時間がなくなってしまっておりますので、まだまだたくさんの論点があると思うのですが、そこは少しメールベースでやりながら、また改めて検討するというやり方で進めさせていただきたいと思います。河合委員とか古賀委員、よろしいですか。

○古賀副会長

進め方については結構です。

○植田会長

何か特に御発言いただくことはありますでしょうか。

○古賀副会長

ちょっと確認していただければと思うんですけど。

○植田会長

何を確認するのでしょうか。

○事務局（田村主査）

ちょっと今、繋がらなくなりました。

○植田会長

そう、どうしたらいいですか。皆様はそんな進め方でよろしいですか。古賀さんが確認したいと言っておられるから、それだけ、こちらこそ確認したいのだけど。古賀さんに電話したら。

○事務局（田村主査）

電話でスカイプをしてるので、スマートフォンで古賀先生がスカイプされてますので、なので電話をするとスカイプが消えちゃう。

○植田会長

やってみてもらえる。これ、お話してもらいましょうか。

○高橋委員

大阪府市の方は、もう時間がないので諦めますけども。

○植田会長

コメント、どうぞ。

○高橋委員

いや、コメントじゃなくて、これ、どうしましょうか、どう進めましょうかということ、大阪府市としてのアイデアはアイデアで大切ですけども、それだけだと多分、足りないような気もするので、比較的どンドンアイデアを出していかないと工程表に載らないから。

○植田会長

そういうことですね、大阪府市の役割。

○長尾委員

もしもし、どうぞ。市と府の予算の中にエネルギー戦略会議を動かすという予算が入ったんでしょうか、要するに4月以降入ったかということ。

○植田会長

5月までのものが入ったらしいです。

○長尾委員

5月までのものが入ったらしいです。

○植田会長

余りたくさんは開けないで、ちょっと注意されました、私。

○長尾委員

一応、開ける予算は確保されたということだそうです。それが確認したかった。

○高橋委員

それは重要だ。

○植田会長

最後、大阪府市のエネルギー政策、高橋委員、13章のところの話。そういう理解でいいですか。

○高橋委員

はい、13章の本文という意味と。

○植田会長

工程表。

○高橋委員

あとこの工程表の一応3枚目を作るということは、多分、御異存ないと思うんですが、現状ではネタが足りないのかなと思っておりまして、どうしましょうかという。

○植田会長

参考資料4が、まだ予算ベースの話で書かれていますので、どうなんでしょう、府市で26、7年度、8、9年度というところで何か書くというのはどうなんでしょうか。

○事務局（加藤理事）

今の現時点で26、27、28年度を府の施策の案として書くというのは、まだ25年度の予算が通るか通らないか時点ですし、26、27、28という先までの財政課との議論もしてませんので、正直言って書くというのは非常に困難になると思います。

○植田会長

わかりました、そしたら我々が書くということで、その方向でやりましょう。

○高橋委員

そうですね、形式的には会議の答申ですのでそれでいいと思いますので、そうできるように御協力してもらおうという。

○植田会長

それで進めたいと思いますので、また連絡させていただきます。よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。今日はこんなところで、次回についてはまだ確定しないのですか。

○事務局（東理事）

次回、4月の開催を予定しておりますが、日程についてはまだ調整中で、一応、19日を軸に調整しておりますけれど、まだ決まり次第、お知らせしたいということです。

○植田会長

以上をもちまして、26回の大阪府市エネルギー戦略会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

—了—